

人権推進課男女共同参画事業 「令和5年度実施報告」及び「令和6年度実施計画」

資料 4

令和5年度 実施報告	令和6年度 実施計画
1. 羽曳野市男女共同参画推進本部 ○羽曳野市男女共同参画推進本部会議 第1回：令和5年8月24日開催 ○羽曳野市男女共同参画推進本部幹事会議 第1回：令和5年8月24日開催（書面開催に変更） ○男女共同参画推進員会議 開催なし 予定案件：1. 第3期羽曳野市男女共同参画推進プランについて ・令和4年度推進状況調査結果報告 2. 人権推進課男女共同参画事業について 3. その他	1. 羽曳野市男女共同参画推進本部 ○羽曳野市男女共同参画推進本部会議 第1回：令和6年8月27日開催 ○羽曳野市男女共同参画推進本部幹事会議 第1回：令和6年8月27日開催 ○男女共同参画推進員会議 開催予定 予定案件：1. 第3期羽曳野市男女共同参画推進プランについて 令和5年度推進状況調査結果報告 2. 人権推進課男女共同参画事業について 3. その他

令和5年度 実施報告	令和6年度 実施計画
2. 羽曳野市男女共同参画推進審議会 ○委嘱状交付：解嘱状交付 1人（令和5年7月10日付け1人） 委嘱状交付 1人（任期：令和5年7月11日～令和6年5月31日まで） ○第1回：令和5年11月21日（火）15:06～16:22（1時間16分） 内 容：1. 会長あいさつ 2. 羽曳野市男女共同参画推進審議会委員紹介 案 件：1. 第3期羽曳野市男女共同参画推進プランについて ・令和4年度推進状況調査結果報告 2. 人権推進課男女共同参画事業について ・「令和4年度実施報告」及び「令和5年度実施計画」 3. その他	2. 羽曳野市男女共同参画推進審議会 ○第1回：令和6年10月7日（月）開催予定 内 容：羽曳野市男女共同参画推進審議会委員への委嘱状交付 予定案件：1. 第3期羽曳野市男女共同参画推進プランについて ・令和5年度推進状況調査結果報告 2. 人権推進課男女共同参画事業について ・「令和5年度実施報告」及び「令和6年度実施計画」 3. その他

令和5年度 実施報告	令和6年度 実施計画
3. 羽曳野市配偶者暴力被害者支援連絡会議・事例検討会議 ○第1回：令和6年3月27日（水）10:30～12:03（1時間33分） 内 容：1. 配偶者暴力防止法の一部改正について【人権推進課】 2. DV相談の流れと庁内支援資源について【人権推進課】 3. 配偶者からの暴力に関するデータについて【市民課】 4. 各所属からの案件 ・地域包括支援課 ・障害福祉課 ・デジタル推進課	3. 羽曳野市配偶者暴力被害者支援連絡会議・事例検討会議 ・連絡会議及び実務者会議は年1回程度の開催を予定（令和7年1月開催予定） ・事例検討会議は必要に応じて開催

令和5年度 実施報告	令和6年度 実施計画
4. 第3期羽曳野市男女共同参画推進プラン 令和4年度推進状況調査（令和5年7月4日照会、7月25日回答期限） ・実施施策数：131施策（全135施策）	4. 第3期羽曳野市男女共同参画推進プラン 令和5年度推進状況調査（令和6年6月3日照会、6月21日回答期限） ・実施施策数： <u>134</u> 施策（全135施策）

令和5年度 実施報告	令和6年度 実施計画																				
5. きらりはびきの ～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～ <table border="1"> <tr> <td>開催日時</td><td>令和5年12月2日（土）14：00～16：00</td></tr> <tr> <td>開催場所</td><td>羽曳野市立生活文化情報センター（LICはびきの）ホールM</td></tr> <tr> <td>テーマ</td><td>「心元気に・・・」（トーク&コンサート）</td></tr> <tr> <td>講 師</td><td>新井 深絵・宮川 真由美（ピアノ）</td></tr> <tr> <td>参加者数</td><td>参加者：252人</td></tr> </table>	開催日時	令和5年12月2日（土）14：00～16：00	開催場所	羽曳野市立生活文化情報センター（LICはびきの）ホールM	テーマ	「心元気に・・・」（トーク&コンサート）	講 師	新井 深絵・宮川 真由美（ピアノ）	参加者数	参加者：252人	5. きらりはびきの ～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～ <table border="1"> <tr> <td>開催日時</td><td>令和6年12月14日（土）14：00～16：00</td></tr> <tr> <td>開催場所</td><td>羽曳野市立生活文化情報センター（LICはびきの）ホールM</td></tr> <tr> <td>テーマ</td><td>和太鼓の演奏（予定）</td></tr> <tr> <td>講 師</td><td>（未定）</td></tr> <tr> <td>定 員</td><td>定員：400人</td></tr> </table>	開催日時	令和6年12月14日（土）14：00～16：00	開催場所	羽曳野市立生活文化情報センター（LICはびきの）ホールM	テーマ	和太鼓の演奏（予定）	講 師	（未定）	定 員	定員：400人
開催日時	令和5年12月2日（土）14：00～16：00																				
開催場所	羽曳野市立生活文化情報センター（LICはびきの）ホールM																				
テーマ	「心元気に・・・」（トーク&コンサート）																				
講 師	新井 深絵・宮川 真由美（ピアノ）																				
参加者数	参加者：252人																				
開催日時	令和6年12月14日（土）14：00～16：00																				
開催場所	羽曳野市立生活文化情報センター（LICはびきの）ホールM																				
テーマ	和太鼓の演奏（予定）																				
講 師	（未定）																				
定 員	定員：400人																				

令和5年度 実施報告

6. 男女共生セミナー

羽曳野市男女共同参画推進条例及び第3期羽曳野市男女共同参画推進プランに基づき、男女共同参画社会の実現のため、市民一人ひとりが男女共同参画の意義に対する理解を深め、家庭、学校、地域、働く場などにおいて、固定的性別役割分担意識にとらわれた社会制度や慣行の見直しを行うことができるよう理解を図ること並びに男女が互いに身体的な違いを十分に理解し合い、相手に対する思いやりをもち、健康で自分らしい生活を送ることができるよう支援すること等を目的とする。

① 「IRISサイエンス・キャンパス」は、実施計画を立てていたが抽選漏れで開催なし

② 「笑顔のブラッシュアップ～お顔とこころを笑顔にするセルフケア～」

開催日時	令和5年6月11日（日）10：00～12：00
開催場所	羽曳野市役所 別館2階研修室
講師	AKEMI（鍼灸師・ウィメンズセンター大阪スタッフ）
参加者数	13人（定員：18人）
一時保育	利用申込みがあったが、欠席のため実施せず

③ 「そろばんで脳トレ」

開催日時	令和5年9月10日（日）10：00～11：30
開催場所	羽曳野市役所 別館2階研修室
講師	西 優子（そろばん講師）
参加者数	9名（定員：20人）
一時保育	利用申込みがなかったため、実施せず

④ 「性の多様性について考えよう」※大阪府共催講座

開催日時	令和6年2月5日（月）14：00～16：00
開催場所	羽曳野市立生活文化情報センター（LICはびきの）大会議室
講師	北野 真由美
参加者数	35名（定員：30人）
一時保育	大阪府と協議の結果 実施なし

令和6年度 実施計画

6. 男女共生セミナー

羽曳野市男女共同参画推進条例及び第3期羽曳野市男女共同参画推進プランに基づき、男女共同参画社会の実現のため、市民一人ひとりが男女共同参画の意義に対する理解を深め、家庭、学校、地域、働く場などにおいて、固定的性別役割分担意識にとらわれた社会制度や慣行の見直しを行うことができるよう理解を図ること並びに男女が互いに身体的な違いを十分に理解し合い、相手に対する思いやりをもち、健康で自分らしい生活を送ることができるよう支援すること等を目的とする。

① 「心と身体を支えるセルフケア」

開催日時	令和6年7月13日（土）14：00～16：00
開催場所	羽曳野市役所 別館3階会議室
講師	HINATA（鍼灸師・ウィメンズセンター大阪スタッフ）
参加者数	22人（定員：20人） ※申し込み多数のため講師と調整し、参加者増対応
一時保育	利用申込みなし

② 「心と身体を支えるセルフケア Part.2」（予定）

開催日時	令和6年9月8日（日）14：00～16：00
開催場所	羽曳野市役所 別館3階会議室
講師	HINATA（鍼灸師・ウィメンズセンター大阪スタッフ）
参加者数	（定員：20人）
一時保育	（現時点で申し込みなし）

③ 「癒しの珈琲術」（予定）

開催日時	令和7年 （予定）
開催場所	（未定）
講師	（未定）
参加者数	（未定）
一時保育	（未定）

令和5年度 実施報告	令和6年度 実施計画
7. 啓発事業 ○男女共同参画啓発冊子「きらりHABIKINO」 ・Vol.30テーマ 「だれもが 自分らしく ～性の多様性～」 令和5年度に1000部作成、市民参加事業や窓口等で配布 増刷300部 合計1300部 ○職員向けに“性の多様性”を理解し、認め合うための「羽曳野市職員ハンドブック」を作成、配布（全職員対象：令和5年9月に周知） ○職員向けに「人権ユニバーサルマナー研修」を実施（令和5年10月13日） 午前の部：職員50名対象 ・ 午後の部：職員35名対象 ○男女共同参画啓発物品作成 ・啓発ティッシュペーパー4000枚作成 エチケットカプセル450個 市民参加型事業等で配布 ○若年層の性暴力被害予防月間（4月） ・市広報4月号・市ウェブサイト・本庁舎東側前電光掲示板・公開羅針盤掲示板への掲載 ○男女共同参画週間（6月23日～29日） ・市広報6月号・本庁舎東側前電光掲示板・公開羅針盤掲示板への掲載、懸垂幕・庁舎内及び公共施設でのポスター（国・市）・のぼり（市庁舎前）掲示 ○「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日） ※11月25日は、女性に対する暴力撤廃国際日 ・市広報11月号・本庁舎東側前電光掲示板・公開羅針盤掲示板への掲載、庁舎内及び公共施設でのポスター（国）・のぼり（市庁舎前）掲示 ・啓発ティッシュペーパーと相談機関の情報をセットにした啓発物品を人権推進課窓口、道の駅及び市内公共施設（16ヶ所）において配布 ・職員作成のパープルリボン（150ヶ作成）を市民人権部員、特別職、部長、理事、副理事、男女共同参画推進本部幹事及び推進員に配付 - 啓発物品（ティッシュなど）とともに配付 ・LICはびきのにて「パープル・ライトアップ」を実施 ○公開羅針盤「掲示板」を活用して職員へ情報提供 ・月刊総合情報誌「共同参画」（内閣府 発行・編集）	7. 啓発事業 ○男女共同参画啓発冊子「きらりHABIKINO」 ・Vol.31テーマ 「羽曳野市に女性相談支援員が配置されました」 令和6年度に1000部作成、市民参加事業や窓口等で配布 ○男女共同参画啓発物品作成 ・ポケットハンカチ（啓発メッセージを個包装にシール添付） 市民参加型事業等で配布予定 ○若年層の性暴力被害予防月間（4月） ・市広報4月号・市ウェブサイト・市LINE・本庁舎東側前電光掲示板・公開羅針盤掲示板への掲載 ○男女共同参画週間（6月23日～29日） ・市広報6月号・市ウェブサイト・市LINE・本庁舎東側前電光掲示板・公開羅針盤掲示板への掲載・庁舎内及び公共施設でのポスター（国・市）・のぼり（市庁舎前）掲示 ○「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日） ※11月25日は、女性に対する暴力撤廃国際日 ・市広報11月号・本庁舎東側前電光掲示板・公開羅針盤掲示板への掲載、庁舎内及び公共施設でのポスター（国）・のぼり（市庁舎前）掲示 ・啓発タオルハンカチと相談機関の情報をセットにした啓発物品を人権推進課窓口、道の駅及び市内公共施設（16ヶ所）において配布 ・職員作成のパープルリボン（150ヶ作成）を市民人権部員、特別職、部長、理事、副理事、男女共同参画推進本部幹事及び推進員に配付 ・LICはびきのにて「パープル・ライトアップ」を実施予定 ○市内公共施設女性トイレに生理用品を常設 市ウェブサイト・市LINE 投稿により周知 ○女性活躍応援BOOK！（大阪府発行冊子） の紹介 女性が幅広く活躍できる社会を実現させるためには、家事・育児・介護・妊娠・出産・病気治療等、様々な事情と仕事を両立させる必要があり、それらについて労働とかかわりのある相談の概要をとりまとめたもの。 市ウェブサイト・市LINE 投稿により情報提供 ○わたらしく働くためのキャリアカウンセリング（主催：大阪府 運営：ドーンセンター） 自分の「強み」になるスキルや能力は何か？、再就職について悩んでいる人、今までの仕事を振り返ってこれからどんなことに取り組んだらいいのか等、人生とキャリアについて迷っている人向け

	のキャリアコンサルタントによるカウンセリング 市ウェブサイト・市 LINE 投稿により情報提供 ○事業者向け啓発「男女いきいき事業者制度」の紹介 「男女いきいき・元気宣言」事業者登録制度 「男女いきいきプラス」認証制度 「男女いきいき事業者」表彰制度 に応募することで企業のイメージアップや融資のメリットを広報し、女性活躍推進を促すもの。 市ウェブサイト・市 LINE 投稿により情報提供 ○公開羅針盤「掲示板」「キャビネット」を活用して職員へ情報提供 ・月刊総合情報誌「共同参画」（内閣府 発行・編集） ・DV支援一覧表の掲示
--	--

令和5年度 実施報告

8. 女性相談（面接・電話）

相談日	第1水曜日、第2金曜日、第4水曜日 ※偶数月の第4水曜日は面接のみ対応 13時30分～16時30分（一人60分：予約制）
相談員	第1水曜日、第2金曜日、第4水曜日：女性専門相談員対応 ※相談日以外は、職員対応
相談件数	面接111件 電話13件 合計124件

9. 特設女性相談

これまで実施してきた定期的な女性相談（平日午後）に加え、男女共同参画施策に関連する週間、運動期間の午前から昼の休憩時間帯に実施することにより、平日午後の相談が利用しづらい方や、働く方への利用につなげるため実施

相談日	男女共同参画週間（6月23日～29日）及び「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）のそれぞれ2日、年間4日実施 ① 6月9日（金）市役所 ② 6月28日（水）陵南の森 ③ 11月10日（金）市役所 ④ 11月22日（水）市役所
実施時間	10時00分から13時00分までとし、次の3枠で対応する。 1 枠目：10時00分から10時50分（50分間） 2 枠目：11時00分から11時50分（50分間） 3 枠目：12時00分から12時50分（50分間）
相談方法	面談及び電話相談 ※6月28日は面談のみ 事前予約（先着順）
相談員	女性専門相談員（1人）対応
相談件数	6月9日（金）：2件 6月28日（水）：1件 11月10日（金）：0件 11月22日（水）：3件
告知方法	・市ウェブサイト、市広報紙（5・6・10・11月号）に掲載 ・啓発物品（テッシュペーパー等）に相談情報を掲載し、配布

令和6年度 実施計画

8. 女性相談（面接・電話）

相談日	第1水曜日、第2金曜日、第4水曜日 ※偶数月の第4水曜日は面接のみ対応 13時30分～16時30分（一人60分：予約制）
相談員	第1水曜日、第2金曜日、第4水曜日：女性専門相談員対応 ※相談日以外は、職員対応
相談枠数	（定例の相談枠数）3枠/（日）×3日/（月）×12か月＝108枠

9. 特設女性相談

これまで実施してきた定期的な女性相談（平日午後）に加え、男女共同参画施策に関連する週間、運動期間の午前から昼の休憩時間帯に実施することにより、平日午後の相談が利用しづらい方や、働く方への利用につなげるため実施（予定を含む）

相談日	男女共同参画週間（6月23日～29日）及び「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）のそれぞれ2日、年間4日実施 ① 6月5日（水）市役所 ② 6月26日（金）陵南の森 ③ 11月8日（金）市役所 ④ 11月27日（水）市役所
実施時間	10時00分から13時00分までとし、次の3枠で対応する。 1 枠目：10時00分から10時50分（50分間） 2 枠目：11時00分から11時50分（50分間） 3 枠目：12時00分から12時50分（50分間）
相談方法	面談及び電話相談 ※6月26日は面談のみ 事前予約（先着順）
相談員	女性専門相談員（1人）対応
相談件数	6月5日（水）：3件 6月26日（水）：1件 11月8日（金）、11月27日（水）開催予定
告知方法	・市ウェブサイト、市広報紙（5・6月号）に掲載 ・啓発物品（テッシュペーパー等）に相談情報を掲載し、配布

10. 女性相談支援員の配置【新規事業】

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月1日に施行されたことによる新規事業

令和5年度 実施報告

11. 配偶者等暴力被害者保護のための住民基本台帳事務における支援措置に係る意見付与
住民票基本台帳における支援措置に関する「意見付与」運用マニュアルに基づいて運用
※下記の数値は人権推進課経由分のみ（庁内では、地域包括支援課、こども家庭支援課、
高年介護課、生活福祉課、障害福祉課においても意見付与をしている。）
※「面接相談」において、申出者の状況（内容）を聴き取り、確認して意見を付与する。

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等及び児童虐待等の被害者支援にかかる住民基本台帳事務処理マニュアルに
おける申出者の区分

- A：配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがある者
B：ストーカー規制法第2条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、さらに反復してつきまとい等をされるおそれがある者
C：児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待の被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれのある者
D：その他AからCまでに掲げる者に準ずる者

区分	対応	申出者について	対応件数	新規	変更	延長
A	○	配偶者等暴力被害者	26（男性0、女性26）	10	0	16
B	△	ストーカー行為等被害者	0（男性0、女性0）	0	0	0
C	×	児童虐待の被害者	—	—		
D	○	①デートDV被害者	0（男性0、女性0）	0	0	0
		②区分Cに基づき支援を受けていて、 18歳に達した後も引き続き支援を 必要とする被害者	2（男性1、女性1）	0	0	2
		③18歳に達するまでに児童虐待が顕 在化しなかった被害者	2（男性2、女性0）	0	0	2
		④ ①～③以外の被害者 ※運用マニュアル外の緊急対応	13（男性4、女性9）	2	0	11
※令和6年3月末 合計件数 ⇒			43（男性7、女性36）	12	0	31

令和6年度 実施計画

11. 配偶者等暴力被害者保護のための住民基本台帳事務における支援措置に係る意見付与
住民票基本台帳における支援措置に関する「意見付与」運用マニュアルに基づいて運用
※下記の数値は人権推進課経由分のみ（庁内では、地域包括支援課、こども家庭支援課、
高年介護課、生活福祉課、障害福祉課においても意見付与をしている。）
※「面接相談」において、申出者の状況（内容）を聴き取り、確認して意見を付与する。

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等及び児童虐待等の被害者支援にかかる住民基本台帳事務処理マニュアルに
おける申出者の区分

- A：配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがある者
B：ストーカー規制法第2条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、さらに反復してつきまとい等をされるおそれがある者
C：児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待の被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれのある者
D：その他AからCまでに掲げる者に準ずる者

区分	対応	申出者について	対応件数	新規	変更	延長
A	○	配偶者等暴力被害者	8（男性0、女性8）	2	0	6
B	△	ストーカー行為等被害者	0（男性0、女性0）	0	0	0
C	×	児童虐待の被害者	—	—		
D	○	①デートDV被害者	0（男性0、女性0）	0	0	0
		②区分Cに基づき支援を受けていて、 18歳に達した後も引き続き支援を 必要とする被害者	0（男性0、女性0）	0	0	0
		③18歳に達するまでに児童虐待が顕 在化しなかった被害者	0（男性0、女性0）	0	0	0
		④ ①～③以外の被害者 ※運用マニュアル外の緊急対応	5（男性2、女性3）	2	0	3
※令和6年7月末現在 合計件数 ⇒			13（男性2、女性11）	4	0	9

令和5年度 実施報告

12. 意見等の申し出の処理状況等
（羽曳野市男女共同参画推進条例第15条「意見等の対応」）

	受付件数	前年度からの 繰越件数	意見等処理が終了した件数	
			処理対象	処理対象外
5年度	0	—	0	0

令和6年度 実施計画

12. 意見等の申し出の処理状況等
（羽曳野市男女共同参画推進条例第15条「意見等の対応」）※令和6年8月末現在

	受付件数	前年度からの 繰越件数	意見等処理が終了した件数	
			処理対象	処理対象外
6年度	0	—	0	0